

北海道科学大学学生提案に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、学生からの教育・研究活動及び北海道科学大学（以下「本学」という。）運営管理等に関する要望・提案（以下「提案等」という）の取り扱いについて必要な事項を定め、学生、協学会、本学との相互の信頼関係を一層高めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領で対象とするのは、協学会から本学に書面で提出された提案等とする。

(取扱手順)

第3条 提案等は学生支援センターにおいて仕分けし、次の手順により取り扱うものとする。

- (1) 学生支援センター長は、提案等の内容を、関係機関の長に直接提出し検討を依頼する。ただし、提案等の内容から複数の機関におよぶもの、あるいは極めて重要なものについては、事前に学長及び学務部長に提出し、その取り扱いについて指示を仰ぐものとする。
- (2) 学生支援センター長は、前号により機関の長から検討した結果の報告を受けた場合、学長に報告するものとする。
- (3) 学生支援センター長は、提案についての検討結果を協学会に提示するとともに、必要に応じ掲示等で公開するものとする。

(協学会への指導)

第4条 学生支援センター長は、協学会に対して次の各号の指導を行うものとする。

- (1) 提案箱等を設置するなど、学生への広聴活動を積極的に行うこと。
- (2) 提案箱等に投函又は協学会に直接寄せられた提案等については、その内容を協学会で吟味し、本学に提案する必要があると判断された場合には、書面にて学生支援センターに提出すること。ただし、協学会に提案等を行った学生の個人名は付記しないこと。
- (3) 提案等の内容が、個人を中傷するものと判断されるものは対象としないこと。
- (4) 取り扱い上、知りえた個人名等については守秘義務が生じるので取り扱いに注意すること。
- (5) 提案等に対する大学からの検討結果については、学内に公表すること。

(要領の改廃)

第5条 この要領の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。

第2編大学5-06学生提案に関する取扱要領

- 1 この要領の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成30年4月1日から施行する。